　災害時協力企業等の登録制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、災害発生時に被災者の生活支援や復旧活動にあたるボランティア活動・社会貢献活動に協力する企業等（NPO、ボランティア団体等を含む）の登録について必要な事項を定め、災害支援に関する情報共有や災害時の円滑な活動の推進及び社会福祉協議会・行政・企業等の連携の推進に資することを目的とする。

（愛称）

第２条　本事業の愛称を「那須防災ネット」とする。

（登録）

第３条　登録先は、社会福祉法人那須町社会福祉協議会（以下「本会」という。）とし、申請の受付や登録証の発行等はボランティアセンターが行うものとする。

（登録条件）

第４条　登録対象企業等は、次の各号の条件をすべて満たすものとする。

（１）災害支援に関するボランティア活動や社会貢献活動を行っている企業等、または活動を行う意思のある企業等

（２）那須町内で大規模な災害が発生した時、災害ボランティアセンターの運営や被災者支援に協力する意思のある企業等（企業・団体の拠点・事務所が那須町外でも登録可能とする）

（３）ボランティアセンターが実施する研修会、講演会、訓練等に参加協力する意思のある企業等

（登録申請、更新及び変更）

第５条　登録申請は、登録申請書（様式第1号）の提出により行うものとする。

　　　　（本会ホームページ上に設ける登録申請フォームからの申請も可能）

　　２　　登録は年度ごとの更新とし、年度末にボランティアセンターが登録企業等に対して登録継続の意思確認を行うものとする。

　　３　　登録企業等は、登録内容に変更が生じた場合は、ボランティアセンターに申し出るものとする。

　　４　　ボランティアセンターは、申請受付後、「登録証」（様式第２号）と「ステッカー」（　　　）を登録企業等に交付する。

また、本会ホームページ等の広報媒体を活用し、登録企業等の

名称、活動内容等周知に努める。

（登録の取り消し）

第６条　本会は、次に掲げるいずれかの事項に該当するときは、登録を取り消すことができる。

1. 登録企業等から登録抹消届（様式第３号）が提出されたとき

（２）登録企業等が第３条の登録の要件に該当しなくなったとき

（３）登録継続の意思確認に対して、継続の意思表示がなかったとき

（４）登録企業等が、本要綱に定める事項を遵守しなかったとき

２　登録証並びにステッカーは登録の取り消し後、速やかに返却または破棄するものとする。

（個人情報の取扱い）

第７条　登録企業等に関する個人情報は、社会福祉法人那須町社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理し、本登録制度以外には使用しないものとする。

　　　　なお、事前に同意がある場合に限り、那須町に登録情報を提供することができるものとする。

（保険加入及び免責）

第８条　登録企業等が災害支援に関するボランティア活動を行う場合、活動を行う登録企業等の構成員はボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は登録企業等もしくは構成員が負担するものとする。

　　２　上記の活動中に構成員がケガをした場合や、構成員が他人にケガを負わせた場合または他人の物品を壊したことにより損害賠償責任を負われた場合は、加入しているボランティア保険で対応することとし、本会はその責任を負わないものとする。

（その他）

第９号　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。